

<ul style="list-style-type: none">《里兆法律资讯》由里兆律师事务所编制（请以中文内容为准，日本語译文仅供参考），未经书面许可，不得转载、摘编等；关于《里兆法律资讯》的订阅与反馈说明、版权声明及免责声明，以及里兆律师事务所的联系方式等内容，详见里兆律师事务所网站的订阅规则；如果您想阅读《里兆法律资讯》的以往内容，请访问里兆律师事务所网站中的“里兆法律资讯”栏目；如果您有任何意见与建议或者您没有收到或希望不再收到《里兆法律资讯》，请与我们联系联系。	<ul style="list-style-type: none">「里兆法律情報」は里兆法律事務所が作成したものであり（中国語の内容が原文であり、日本語訳は参考用とします）、書面での許可なしに、転載、編集等してはなりません。「里兆法律情報」の購読とフィードバックの説明、著作権声明及び免责声明、里兆法律事務所の連絡方法等の内容は、里兆法律事務所ウェブサイトの受信にあたってのお願いをご覧ください。「里兆法律情報」のこれまでの内容をご覧になりたい場合は、里兆法律事務所ウェブサイトの「里兆法律情報」の欄をご覧ください。ご意見やご提案等ございましたら、或いは「里兆法律情報」を受信できていない又は受信をご希望されない場合には、私共にご連絡ください。
--	--

〇〇〇

Issue 400-2014/07/22~2014/07/28

目录

（点击目录标题，可转至相应主文；点击主文标题，可返回目录。）

一、最新中国法令

- 关于公布规范性文件清理结果的公告..... 2
- 浙江省建设项目环境影响评价文件分级审批管理办法（浙江）..... 2

二、相关新信息

- 国务院审议通过《企业信息公示暂行条例（草案）》..... 2
- 公安部集中推出十六项便民利民措施..... 3
- 上海法院扣押日本轮船，赔偿中国商人“二战”损失——关于“中威船案”的简要分析及影响评价..... 4

目次

（目次のタイトルをクリックすると該当する本文が表示されません。本文中のタイトルをクリックいただくと目次に戻ります。）

一、最新中国法令

- 規範性文書の整理結果の公布に関する公告... 2
- 浙江省建設プロジェクト環境影響評価文書等級別審査許可管理弁法（浙江）..... 2

二、関連する新着情報

- 国務院で「企業情報公示暫定条例（案）」が審議可決された..... 2
- 公安部が16項目の一般大衆向け利便化措置を集中的に発表した..... 3
- 上海の裁判所が日本船舶の差押え、中国人商人の「第二次世界大戦」損失の賠償を命じた——「中威船舶事件」の簡潔な分析および影響の評価..... 4

一、最新中国法令

● [关于公布规范性文件清理结果的公告](#)

【发布单位】国家工商行政管理总局
【发布文号】工商办字〔2014〕138号
【发布日期】2014-07-14
【内容提要】国家工商行政管理总局历年发布的规范性文件，继续有效的406件，废止271件，失效94件。

【法令全文】请点击以下网址查看：
http://www.saic.gov.cn/zwgk/zyfb/zjwj/bgt_1/201407/t20140723_146970.html

● [浙江省建设项目环境影响评价文件分级审批管理办法（浙江）](#)

【发布单位】浙江省人民政府办公厅
【发布日期】2014-07-10
【实施日期】2014-07-25
【内容提要】根据该办法：
▪ 建设项目环境影响评价文件的分级审批权限，原则上按照建设项目的审批、核准和备案权限及建设项目对环境的影响性质和程度以及国家有关规定确定。
▪ 除特定的重污染、高环境风险或严重影响生态的、选址跨行政区域的建设项目外，环境影响评价文件原则上实行属地审批和管理。

【法令全文】请点击以下网址查看：
http://www.zj.gov.cn/art/2014/7/23/art_32432_169341.html

【注】

- 如果需要了解法律、法规或政策的全文内容或需要相关日文翻译服务，请与我们联系；
- 本栏目所公布的网址通常为官方网址，如果无法访问，您可以通过搜索引擎查阅或与我们联系。

二、相关新信息

● [国务院审议通过《企业信息公示暂行条例（草案）》](#)

日前，国务院常务会议审议通过《企业信息公

一、最新中国法令

● [规范性文件の整理結果の公布に関する公告](#)

【発布機関】国家工商行政管理総局
【発布番号】工商弁字〔2014〕138号
【発布日】2014-07-14
【概要】国家工商行政管理総局が過去に公布した規範性文書は、継続的に有効であるものが406件、廃止となるものが271件、失効となるものが94件である。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
http://www.saic.gov.cn/zwgk/zyfb/zjwj/bgt_1/201407/t20140723_146970.html

● [浙江省建設プロジェクト環境影響評価文書等級別審査許可管理弁法（浙江）](#)

【発布機関】浙江省人民政府弁公庁
【発布日】2014-07-10
【実施日】2014-07-25
【概要】本弁法によると、以下の通りである。
▪ 建設プロジェクト環境影響評価文書の等級別審査許可権限は、原則として建設プロジェクトの審査許可、認可と届出に関する権限ならびに建設プロジェクトの環境に対する影響の性質と程度および国の関連規定に照らして確定する。
▪ 特定の重汚染、高環境リスクまたは生態への重大影響があり、立地が行政区域を跨ぐ建設プロジェクトを除き、環境影響評価文書は原則として所在地での審査許可および管理を実施する。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
http://www.zj.gov.cn/art/2014/7/23/art_32432_169341.html

【注】

- 法令・政策の全文の内容や相応の日本語訳のサービスが必要な場合には、私共にご連絡ください。
- ご案内する URL は政府筋の公式サイトですが、リンクできない場合は、検索エンジンで検索いただくか、私共にご連絡いただければと思います。

二、関連する新着情報

● [国務院で「企業情報公示暫定条例\(案\)」が審議可決された](#)

先頃、国務院常務会議において「企業情報公示暫

示暂行条例（草案）》，推动构建公平竞争市场环境。该草案要求：

- 建立反映企业基本经营状况的年度报告公示制度，并要求即时公布股东出资、股权变更等信用信息，有关部门要对公示信息进行抽查。
- 设立经营异常企业名录和严重违法企业名单制度，对不按时公示或隐瞒情况、弄虚作假的企业采取信用约束措施，在政府采购、工程招投标、国有土地出让等工作中依法予以限制或禁入。
- 建立部门间互联共享信息平台，运用大数据等手段提升监管水平。

（里兆律师事务所 2014 年 07 月 25 日编写）

● 公安部集中推出十六项便民利民措施

日前，公安部集中推出了十六项便民利民措施，涉及户政、边检、出入境、消防、监所、道路交通管理等多个方面。部分措施如下：

推行网上预约办理出入境证件服务
申请人可以通过公安出入境网上办事平台，填写身份信息及需要办理的证件类型，并在约定时间内到出入境接待场所指定受理窗口办理相关证件，减少现场排队等候时间。
设立出入境证件办理“绿色通道”
在非工作时间，因奔丧、治疗紧急重症、探望危重病人、处理境外突发事件等特殊事由需要立即出国出境的，可以通过公安机关出入境证件办理“绿色通道”紧急申办相关证件。
进一步缩短出入境证件办理时限
一般情况下： <ul style="list-style-type: none"> ▪ 普通护照、往来港澳通行证、往来台湾通行证的申请不超过 10 个工作日签发； ▪ 持往来港澳通行证、往来台湾通行证申请往来港澳、台湾签注不超过 7 个工作日签发。
扩大边检自助查验通道使用范围
持已采集指纹信息的电子普通护照入境的中国公民、持已采集指纹信息的电子往来港澳通行证及有效赴香港或澳门签注的内地居民、持外国护照及中国永久居留证的外国人等人员可以通过边检自助查验通道出入境。

（里兆律师事务所 2014 年 07 月 25 日编写）

定条例（案）」が審議可決され、公平競争市場環境の構築を推進する。当該案によれば、以下の通りである。

- 企業の基本経営状況を反映する年度报告公示制度を構築した上、株主出資、持分変更などの信用情報を即時公開するように求め、関係部門が公示情報に対し抜取検査を実施する。
- 経営異常企業名簿および重大違法企業リスト制度を設置し、期日どおりに公示しない、または状況隠蔽、虚偽報告のあった企業に対し、信用拘束措置を講じ、政府の調達、工事の公募入札、国有土地の払下げなどにおいて、法に従って規制または参入禁止を与える。
- 部門間の相互接続情報共有プラットフォームを構築し、ビッグデータなどの手段を運用して監督管理水準を引き上げる。

（里兆法律事務所が 2014 年 7 月 25 日付で作成）

● 公安部が 16 項目の一般大衆向け利便化措置を集中的に発表した

先頃、公安部は 16 項目の一般大衆向け利便化措置を集中的に発表した。それらは戸籍管理、国境検査、出入国、消防、刑務所、道路交通管理などの多岐にわたっている。一部の措置については、以下の通りである。

出入国証明書のオンライン予約サービスの推進
申請者は公安出入国オンライン手続きプラットフォームを通じて、本人情報および必要とする証明書の種類を入力した上、所定の時間に出入国受付で指定された受理窓口に赴き関連証明書の手続きを行うことができ、現場での待ち時間が短縮された。
出入国証明書手続きにおける「グリーンゲート」の設置
業務時間外に、葬儀、突発的な重病の治療、危篤患者の訪問、国外突発事件の処理など特段の事由に起因して直ちに出国しなければならない場合、公安機関の出入国証明書手続きの「グリーンゲート」を通じて関連証書を緊急申請することができる。
出入国証明書手続き期間の更なる短縮
通常では、以下の通りである。 <ul style="list-style-type: none"> ▪ 普通パスポート、香港マカオ往来通行证、台湾往来通行证の申請は、10 業務日以内に発給する。 ▪ 香港マカオ往来通行证、台湾往来通行证に基づく香港マカオ、台湾の往来裏書き申請は、7 業務日以内に発給する。
国境検査自動検査ゲートの使用範囲の拡大
指紋情報を採取済みの電子普通パスポートで入国した中国国民、指紋情報を採取済みの電子香港マカオ往来通行证および有効な香港またはマカオ行き裏書きを持つ国内居民、外国パスポートおよび中国永久居留証を保有する外国人などの人員は国境検査自動検査ゲートを通じて出入国することができる。

（里兆法律事務所 2014 年 7 月 25 日付で作成）

- [上海法院扣押日本轮船，赔偿中国商人“二战”损失¹——关于“中威船案”的简要分析及影响评价](#)

2014年04月19日，上海海事法院为执行陈震、陈春等诉日本海运株式会社（现为日本商船三井株式会社）定期租船合同欠款及侵权赔偿纠纷一案（以下简称“中威船案”）的生效判决²，依照中国《民事诉讼法》、《海事诉讼特别程序法》的有关规定，在中国浙江对被执行人日本商船三井株式会社（以下简称“商船三井”）的“BAOSTEELEMOTION”轮船实施扣押。该新闻一经发布便引起了中外媒体的广泛关注，本文对案件脉络进行梳理，并对相关法律问题进行简要分析。

一、案件脉络³

阶段	时间	事件概述
损失产生	1930年09月	陈顺通在上海成立了中威轮船公司（以下简称“中威公司”）。
	1936年10月	中威公司与日本大同海运株式会社（以下简称“大同株式会社”）签订定期租船合同，将中威公司名下的“顺丰”和“新太平”两轮船租给大同株式会社使用，租期为12个月，合同生效日期为1936年11月01日。
	1937年10月	租期届满，两轮船下落不明。
	1940年04月	大同株式会社正式发函给陈顺通，告知：两轮船被日本政府于1938年08月22日“依法捕获”，所有权被宣布归日本国递信省（交通部）。
	1947年	陈顺通获悉，“新太平”于1938年12月在北海道触礁沉没，“顺丰”于1944年12月在南海触雷沉没。
	1949年11月	陈顺通病逝。
日本索赔	1961年至1964年	陈顺通之子陈怡群于1961年向日本政府提出索赔，日本政府经过3年的调查后答复：两轮船被日本政府“依法捕获”一事查无实据，索赔要求不予认可。

- [上海の裁判所が日本船舶の差押え、中国人商人の「第二次世界大戦」損失の賠償を命じた¹——「中威船舶事件」の簡潔な分析および影響の評価](#)

2014年4月19日、上海海事法院は陳震氏、陳春氏などが日本海運株式会社（現在の日本商船三井株式会社）を訴えた定期船舶リース契約に伴う未払金および権利侵害賠償紛争事件（以下「中威船舶事件」という）の発効判決を執行するため²、中国「[民事訴訟法](#)」、「[海事訴訟特別手続法](#)」の関連規定に照らして、中国浙江省で被申立人日本商船三井株式会社（以下「商船三井」という）が保有する貨物船「BAOSTEELEMOTION」に対する差押えを実施した。本ニュースは発表と同時に中外メディアの広い注目を集めることとなった。本文では事件の流れを整理した上で、関連法律問題について簡潔に分析した。

一、事件の流れ³

段階	時間	事件の説明
損失発生	1930年9月	陳順通氏が上海にて中威汽船公司（以下「中威公司」という）を設立した。
	1936年10月	中威公司は日本大同海運株式会社（以下「大同株式会社」という）と定期船舶リース契約を締結し、中威公司名義の「順豊」および「新太平」の2隻の汽船を大同株式会社に賃貸し使用させていた。賃貸期間は12ヶ月で、契約発効日は1936年11月1日である。
	1937年10月	賃貸期間は満了したが、2隻の汽船は行方不明であった。
	1940年4月	大同株式会社は正式に陳順通氏に書簡を送り、2隻の汽船が日本政府により1938年8月22日に「法に則り捕獲」され、所有権は日本国通商省（交通省）に帰するとこの宣告を受けたことを通知した。
	1947年	陳順通氏が把握したところ、「新太平」は1938年12月に北海道で座礁沈没し、「順豊」は1944年12月に南海で触雷し沈没した。
	1949年11月	陳順通氏は病気で亡くなった。
日本での賠償請求	1961年から1964年まで	陳順通氏の子である陳怡群氏は1961年に日本政府に対し賠償請求を申し立てた。日本政府の三年にわたる調査を経た回答は、2隻の汽船が日本政府により「法に則り捕獲」された事実は調査の結果根拠なしとなり、賠償要求は認められなかった。

¹ 本文の主标题系援引国内部分媒体的新闻标题。

¹ 本文の標題は中国国内の一部メディアの新聞タイトルを引用したものである。

² 此案的判决书目前未对外公布。

² 本件の判決書は現在のところ対外的に公開されていない。

³ 資料主要来源：解放日报、新华网、凤凰网、上海海事法院网。

³ 資料の主要ソース：解放日報、新華ネット、鳳凰ネット、上海海事法院ネット。

	1964年04月	<ul style="list-style-type: none"> 大同株式会社并入日本海运株式会社（以下简称“海运株式会社”）。
	1964年至1967年	<ul style="list-style-type: none"> 日本东京简易裁判所对中威公司与日本政府进行民事调停。26次调停的最终结果是，日本政府拒绝做出赔偿，抗辩理由是“两轮船是否为日本‘捕获’情况不明。”
	1970年至1974年	<ul style="list-style-type: none"> 陈怡群向日本东京地方法院正式起诉日本政府，日本东京地方法院以“时效消灭”为理由，判定中威公司败诉。
中国 索赔	1988年12月	<ul style="list-style-type: none"> 陈怡群之子陈震、陈春兄弟二人以海运株式会社为被告，向上海海事法院提起诉讼。
	1989年至2007年	<ul style="list-style-type: none"> 海运株式会社并入日本奈维克斯海运株式会社，之后日本奈维克斯海运株式会社并入商船三井； 日本奈维克斯海运株式会社承认对中威公司损失负有道义责任，愿作出补偿； 上海海事法院先后五次开庭审理，最终判决商船三井支付及赔偿原告两轮船租金、营运损失、船舶损失及孳息约29亿日元。
	2008年至2010年	<ul style="list-style-type: none"> 被告商船三井和原告均向上海市高级人民法院（以下简称“上海高院”）提起上诉，上海高院维持原判；（备注：原告上诉主要是因为对判决赔偿金额不满） 二审后，商船三井向最高人民法院提出再审申请，被最高人民法院驳回。
强制 执行	2011年	<ul style="list-style-type: none"> 原告向上海海事法院申请强制执行，上海海事法院向商船三井发出《执行通知书》。
	2014年04月	<ul style="list-style-type: none"> 2014年04月19日，上海海事法院在中国浙江扣押商船三井名下的“BAOSTEEL EMOTION”轮船； 2014年04月23日，商船三井履行民事判决确定的全部义务，上海海事法院次日解除对“BAOSTEEL EMOTION”轮船的扣押。

二、焦点问题分析

	1964年4月	<ul style="list-style-type: none"> 大同株式会社は日本海運株式会社（以下「海運株式会社」という）に合併された。
	1964年から1967年まで	<ul style="list-style-type: none"> 日本東京簡易裁判所は中威公司与日本政府に対し民事調停を行った。26回の調停の最終結果は、日本政府は賠償を拒み、その抗弁事由は「2隻の汽船が日本により「捕獲」された状況が明らかでない」であった。
	1970年から1974年まで	<ul style="list-style-type: none"> 陳怡群氏は日本東京地方裁判所へ正式に日本政府を提訴したが、日本東京地方裁判所は「時効消滅」を理由に、中威公司を敗訴とした。
中国 での 賠償 請求	1988年12月	<ul style="list-style-type: none"> 陳怡群氏の子である陳震氏、陳春氏兄弟二人は海運株式会社を被告として上海海事法院に提訴した。
	1989年から2007年まで	<ul style="list-style-type: none"> 海運株式会社は日本のナビックスライン株式会社に合併され、その後、ナビックスライン株式会社は商船三井に合併されている。 ナビックスライン株式会社は中威公司の損失に対し道義的な責任を負っていることを認め、補償する意思を示した。 上海海事法院は前後して5回の開廷審理を行い、最終的に商船三井に対し原告の2隻汽船のリース料、営業損失、船舶損失および果実を含む約29億円の支払いおよび賠償を命じる判決を下した。
	2008年から2010年まで	<ul style="list-style-type: none"> 被告商船三井と原告はいずれも上海市高級人民法院（以下「上海高院」という）に上訴し、上海高院は原判決を維持した。（備考：原告の上訴は主に判決の賠償金額に対する不満による） 二審後、商船三井は最高人民法院に再審請求を申し立てたが、最高人民法院はこれを棄却した。
強制 執行	2011年	<ul style="list-style-type: none"> 原告は上海海事法院に対し強制執行を申し立て、上海海事法院は商船三井に対し「執行通知書」を発行した。
	2014年4月	<ul style="list-style-type: none"> 2014年4月19日、上海海事法院は中国浙江省にて商船三井名義の貨物船「BAOSTEEL EMOTION」を差し押さえた。 2014年4月23日、商船三井は民事判決で確定した全ての義務を履行したため、上海海事法院は翌日付で貨物船「BAOSTEEL EMOTION」の差押えを解除した。

二、焦点となる問題の分析

1. 案件性质：中威船案是否属于“二战”民间索赔案？

“二战”民间索赔案，一般是指“二战”期间因战争而受损的中国平民以个人身份提起的要求日本政府或日本企业承担侵权所致的民事赔偿责任之诉。关于中威船案的性质，中国外交部的表态是：属于普通商事合同纠纷案，与战争赔偿问题无关。中国的相关法院也在多个场合表达了同样的观点。

原告以海运株式会社作为被告，以定期租船合同欠款及侵权赔偿纠纷作为案由提起诉讼，并没有直接涉及战争赔偿的问题，中国法院亦按照普通涉外商事案件进行审理。从案件涉及的实体问题（包括权利义务的界定、责任的划分等）判断，律师倾向于认为，中威船案并不属于“二战”民间索赔案⁴。

2. 管辖法院：中国法院是否有管辖权？

中威船案的案由是定期租船合同欠款及侵权赔偿纠纷，海船租用合同纠纷是典型的海商案件，根据《海事诉讼特别程序法》第6条第2款第3项的规定，管辖法院为交船港、还船港、船籍港所在地、被告住所地的海事法院，据此，上海海事法院拥有管辖权。但是，《海事诉讼特别程序法》的实施日期为2000年07月01日，而上海海事法院受理此案的时间是1989年，显然，上海海事法院受理此案的依据并不是《海事诉讼特别程序法》。由于租船合同的签订地和履行地均在上海，律师推断，上海海事法院可能是根据1982年的《[民事诉讼法（试行）](#)》第23条的规定受理此案，即，因合同纠纷提起的诉讼，由合同履行地或者合同签订地人民法院管辖。

3. 诉讼时效：原告的索赔权是否已过诉讼时效？

根据1987年《[民法通则](#)》第135条、第137条的规定，向人民法院请求保护民事权利的诉讼时效期间为二年，从知道或者应当知道权利被侵害时起计算，但是，从权利被侵害之日起超过二十年的，人民法院不予保护。有特殊情况的，人民法院可以延长诉讼时效期间。据此，对于普通的民事案件，诉讼时效为从知道或者应当知道权利被侵害时起的二年，最长不超过二十年。

1. 事件の性質：中威船舶事件は「第二次世界大戦」の民間賠償請求に該当するか。

「第二次世界大戦」の民間賠償請求事件とは、一般的に「第二次世界大戦」中に戦争に起因して損害を被った中国公民が個人的な立場で提起した、日本政府または日本企業に対し権利侵害により生じた民事賠償責任の負担を求める訴訟を指す。中威船舶事件の性質について、中国外交部は、通常の商事契約紛争事件に該当するもので、戦争損害賠償問題とは無関係であると表明した。中国の関係裁判所もまた多くの場面で同様の考えを示している。

原告が海運株式会社を被告とし、定期船舶リース契約に伴う未払金および権利侵害賠償紛争を理由に提起した訴訟は、戦争賠償問題に直接かかわるものではなく、中国の裁判所も通常の涉外商事事件に照らして審理が行われた。事件にかかわる実体の問題（権利義務の定義、責任の区分などを含む）から判断すれば、おそらく中威船舶事件は「第二次世界大戦」民間賠償請求事件に該当しないであろうと筆者は考える⁴。

2. 管轄裁判所：中国の裁判所は管轄権を有するか。

中威船舶事件に関する事件の経緯は定期船舶リース契約に伴う未払金および権利侵害賠償紛争であり、海上船舶リース契約紛争が典型的な海商事件である。「[海事訴訟特別手続法](#)」第6条第2項第3号では、管轄裁判所は船舶引渡港、船舶返却港、船籍港所在地、被告所在地の海事裁判所と定めており、これによれば、上海海事法院は管轄権を有する。ただし、「[海事訴訟特別手続法](#)」の施行日は2000年7月1日であるが、上海海事法院が本件を受理した時期は1989年であるため、明らかに上海海事法院の本件受理は「[海事訴訟特別手続法](#)」に基づくものではない。船舶リース契約の締結地および履行地がいずれも上海であることから、上海海事法院はおそらく1982年の「[民事訴訟法（試行）](#)」第23条の規定に基づき、即ち、契約紛争に起因して提起された訴訟は、契約履行地または契約締結地の人民法院が管轄するとして、本件を受理したものと筆者は推測する。

3. 訴訟時効：原告の損害賠償権は訴訟時効となっているか。

1987年「[民法通則](#)」第135条、第137条の規定によれば、人民法院に対し民事権利保護を求める訴訟の時効期限は二年である。権利侵害を受けた事実を把握し、または把握したであろう時点から起算するが、権利侵害を受けた日から二十年以上が経過している場合、人民法院は保護しない。特段の状況がある場合については、人民法院は訴訟時効期限を延長することができる。これにより、通常の民事事件について、訴訟時効は権利侵害を受けた事実を把握し、または把握したであろう時

⁴ 国際公認の“二战”開始時間は1939年、而中威公司发生损失（“顺丰”和“新太平”两轮下落不明）的时间实际上是1936年至1937年期间，从时间点上，中威公司的损失也不属于“二战”损失。但国内部分媒体出于吸引读者的考虑，将本案作为“二战”索赔案件予以报道。

⁴ 國際的に認知されている「第二次大戦」の始まりは1939年であり、中威公司の損失発生（「順豊」および「新太平」2隻が行方不明となった）の時期は実際には1936年から1937年の期間であるため、時間的に見れば、中威公司の損失は「第二次大戦」による損失には該当しない。ただし、中国国内の一部メディアは読者の目を引くため、本件を「第二次大戦」賠償請求事件として報道している。

点から二年となり、最長でも二十年を超えることはない。

此外，《最高人民法院关于贯彻执行〈中华人民共和国民事诉讼法〉若干问题的意见（试行）》第 166 条规定，《民法通则》实施前，民事权利被侵害超过二十年的，《民法通则》实施后，权利人向人民法院请求保护的诉讼时效期间，分别为《民法通则》第 135 条规定的二年或者第 136 条规定的一年，从 1987 年 01 月 01 日起算。据此，中威船案的诉讼时效可延长至 1988 年 12 月 31 日。

从陈震、陈春兄弟二人向上海海事法院提起诉讼的时间点（1988 年 12 月）来看，其索赔权仍在《民法通则》和《最高人民法院关于贯彻执行〈中华人民共和国民事诉讼法〉若干问题的意见（试行）》规定的诉讼时效期间内。

4. 财产执行：上海海事法院扣押日本企业的船舶是否合法？

根据《海事诉讼特别程序法》第 22 条的规定，为执行判决、仲裁裁决以及其他法律文书，当事人可以申请扣押船舶。此外，根据《民事诉讼法》第 244 条的规定，被执行人未按执行通知履行法律文书确定的义务，人民法院有权查封、扣押、冻结、拍卖、变卖被执行人应当履行义务部分的财产。

原告提出强制执行申请后，上海海事法院于 2011 年 12 月 28 日向商船三井发出《执行通知书》，在商船三井未主动履行判决义务的情况下，上海海事法院扣押商船三井的“BAOSTEEL EMOTION”轮船，有相应的法律依据。

三、影响评价

上海海事法院扣船事件后，部分媒体宣称中威船案是中国民间索赔第一起胜诉案例。中国外交部立即对此做出了澄清，宣称该案是一起普通商事合同纠纷案，与战争赔偿问题无关。从中国外交部的态度来看，中国政府显然不愿将中威船案与“二战”民间索赔挂钩。律师就此案与多位资深法官进行过交流，他们均表示，中威船案是一起普通商事案件，只是与“二战”“沾”了点关系。

律师认为，作为一起商事案件，中威船案在某意义上具有不可复制性。首先，当事人于 1988 年 12 月 31 日之前在中国法院提起诉讼，把握了《民法通则》关于诉讼时效延长的“最后的”机会；其次，在长达近 80 年的索赔中，当事人较好地保存了重要证据；再次，原被告的权利和义务均得到了

この他、『中華人民共和國民法通則』の實施徹底に伴う若干事項に関する最高人民法院の意見（試行）第 166 条では、「民法通則」の施行前に、民事権利が侵害を受けて二十年が経過しており、「民法通則」施行後に、権利者が人民法院に対し保護を求めた場合の訴訟時効期限については、「民法通則」第 135 条で定める二年または第 136 条で定める一年を 1987 年 1 月 1 日から起算すると規定している。これにより、中威船船事件の訴訟時効は 1988 年 12 月 31 日まで延長することができる。

陳震氏、陳春氏兄弟二人が上海海事法院に提訴した時期（1988 年 12 月）を見れば、その賠償請求権は依然として「民法通則」および『中華人民共和國民法通則』の實施徹底に伴う若干事項に関する最高人民法院の意見（試行）の定める訴訟時効期間内にある。

4. 財產執行：上海海事法院の日本企業船舶の差押えは適法であるか。

「海事訴訟特別手続法」第 22 条の規定によれば、判決、仲裁判断およびその他の法律文書を実施するため、当事者は船舶の差押えを申し立てることができる。この他、「民事訴訟法」第 244 条の規定によれば、被申立人が執行通知書に基づいて法律文書で定められた義務を履行しない場合、人民法院は被申立人の履行義務についての財産を差押さえ、押収、凍結、競売、現金化することができる。

原告が強制執行を申し立てた後、上海海事法院は 2011 年 12 月 28 日に商船三井に対し「執行通知書」を発行したが、商船三井が自発的に判決義務を履行しない状況において、上海海事法院が行った商船三井の貨物船「BAOSTEEL EMOTION」の差押えは、相応の法律根拠を有する。

三、影響評價

上海海事法院の船舶差押え事件後、一部のメディアは中威船舶事件を中国の民間賠償請求における初めての勝訴事例と報道した。中国外交部は直ちにこれについて明確にし、当該事件が通常の商事契約紛争事件であり、戦争賠償問題とは無関係であることを表明した。中国外交部の姿勢から見ると、中国政府は明らかに中威船舶事件と「第二次世界大戦」民間賠償請求を関連させることを望んでいない。筆者は本件について多くのベテラン裁判官と意見交換を行ったが、彼らはいずれも、中威船舶事件は通常の商事事件であり、たまたま「第二次世界大戦」と重なっただけであるとの意見であった。

筆者の見るところ、一つの商事事件として、中威船舶事件はある意味において模倣不能であるとも言える。第一に、1988 年 12 月 31 日の前に中国の裁判所に提訴したことにより、当事者は「民法通則」の訴訟時効延長に関する「最後の」機会を把握していたこと。第二に、80 年の長きにわたる賠償請求において、当事者が重要証

合法的继受，诉讼主体适格。对于类似的商事案件，我们理解，中威船案胜诉的参考意义很小。

中威船案有可能在一定程度上推涨民间索赔的热情，但是对于“二战”民间索赔案的处理，中国政府、司法机构的态度还是相当谨慎的。从司法实践的角度，律师认为，中威船案对于中国法院处理“二战”民间索赔案的影响十分有限。

（里兆律师事务所 2014 年 07 月 25 日编写）

拠をよく保存していたこと。更には、原告被告の権利と義務がいずれも適法に継承されており、訴訟主体が適格であったことがある。筆者の見るところ、類似の商事案件については、中威船舶事件勝訴の参考意義は限られていると思われる。

中威船舶事件はある程度において民間賠償請求の感情をかき立てるものと思われるが、「第二次世界大戦」民間賠償請求の処理については、中国政府、司法機関の姿勢は依然として慎重である。司法実務の点から見れば、中威船舶事件が中国の裁判所の「第二次世界大戦」民間賠償請求事件の処理に与える影響は非常に限定されたものと筆者は考える。

（里兆法律事務所が 2014 年 7 月 25 日付で作成）